

## 新潟市中小企業振興基本条例（素案）

新潟市は、開港五港の一つとして産業集積地の歴史や文化、環日本海に開かれた拠点性と都市機能を併せ持った政令指定都市である。

新潟市の歴史や文化を背景に、中小企業は、新たな産業を生み出し、雇用を確保、拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、地域経済の振興や市民生活の向上に極めて重要な役割を担ってきた。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化に伴う需要の減少、経済のグローバル化による競争激化等によって、中小企業を取り巻く環境は大きく変化し、自主的な努力をしてもなお経営力の低下が懸念される状況となっている。中小企業の衰退は、産業及び地域社会の衰退を招き、市民の生活に多大な影響を与える。中小企業は産業及び地域社会をけん引する力である。

特に商業者においては、地域経済の活性化のみならず、商店街を形成し、地域のにぎわいを創出するとともに、地域に密着した産業として地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしている。

中小企業の振興が、新潟市の産業及び地域社会の発展に重要な役割を担うものであるとの認識を地域で共有するとともに、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、協働で地域経済の振興を進めるため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、新潟市の中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、産業及び地域社会の発展を図り、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商業者等 市内において小売業、サービス業その他の商業を営むもの、商店街において事業を営むもの及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置するものをいう。
- (4) 商店街等組織 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（商業に係るものに限る。）又はこれらに類するもので市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 地域経済団体 商工会議所、商工会、事業協同組合その他市内における中小企業の振興を図ることを目的とする団体（商店街等組織を除く。）をいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館その他の教育、学術又は文化に関する事業を行うもので市内に設置された機関等及び市内においてこれらを行う機関等をいう。
- (8) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。
- (9) 市民 市内に住所、土地若しくは建物を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、産業及び地域社会の発展を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協

力を得ながら、企業、市民及び市が一体となって推進することを基本とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するとともに、中小企業者の実態を的確に把握し、意見を適切に反映するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業者に対する支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、市製品の利活用の推進及び地域社会の発展に取り組む中小企業者の受注の機会の増大に努めなければならない。

4 市は、中小企業者相互及び中小企業者と大企業者との連携及び協力の促進に努めなければならない。

5 市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者と市民との交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

6 市は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に特別の配慮をするよう努めなければならない。

7 市は、商店街等組織及び地域経済団体と連携して商店街の活性化に関する施策を推進するよう努めなければならない。

8 市は、各区の特性をいかした中小企業の振興に努めなければならない。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、事業活動を行うにあたっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業者の福利厚生の充実に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよいまちの実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市製品の利活用及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、社会変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的、創造的かつきめ細やかな技術向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(商業者等の役割)

第7条 商業者等は、自らの創意工夫により良質な商品及び魅力あるサービスの提供を図り、経営基盤の強化に努めるとともに、住みよいまちの実現に寄与するものとする。

2 商業者等は、地域コミュニティの担い手として、安心安全な地域づくりへの貢献に努めるものとする。

3 商業者等は、地域経済及び地域コミュニティの振興を図るため、商店街等組織に積極的に加入し、市が行う商業の振興に関する施策並びに商店街等組織及び地域経済団体が行う活動に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業の振興が産業及び地域社会の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第9条 地域経済団体は、中小企業者の経営の向上に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、中小企業者が第3条に規定する基本理念の実現に向けて取り組む事業活動に協力し、産学連携の促進及び産業教育の振興に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第11条 金融機関は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての

社会的責任を自覚するとともに、中小企業者の経営努力を支援するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第12条 市民は、中小企業者の活動が産業及び地域社会の発展と、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市が行う施策)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展に関すること。
- (2) 中小企業の人材育成及び雇用の安定に関すること。
- (3) 中小企業の振興に寄与する社会基盤の整備及び改善に関すること。
- (4) 中小企業の従業員の暮らしの向上に関すること。
- (5) 中小企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。
- (6) その他中小企業の振興に関すること。

(基本計画の策定)

第14条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業の振興に関する基本計画を策定するものとする。

(関係者との協働)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の調査、検討にあたっては、中小企業者、商業者等、商店街等組織、地域経済団体等の関係者との意見交換及び協働の取り組みを継続的に進めるものとする。

(中小企業の振興に関する取り組みの公表)

第16条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(議会への報告)

第17条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年 月 日から施行する。